

審 査 基 準 整 理 票

処 分 名	大津市リサイクルセンター木戸会議室の使用料の減免		
根 拠 法 令 名	大津市リサイクルセンター木戸の設置及び管理に関する条例（平成 2 5 年 3 月 2 2 日条例第 2 0 号）	（条項）第 6 条	
基 準 法 令 名	大津市リサイクルセンター木戸の設置及び管理に関する条例（平成 2 5 年 3 月 2 2 日条例第 2 0 号）	（条項）第 6 条	
所 管 部 署	指定管理者：大津環境テクノロジー(株) （所管 環境部 廃棄物減量推進課）		
標準処理期間	7 日	法定処理期間	一日
【審査基準】 ・ 文書の名称【大津市リサイクルセンター木戸会議室使用料の減免基準】 ・ 掲載図書等【】 ・ 内容 ☒ 全部記載 ☐ 一部・項目のみ記載 大津市リサイクルセンター木戸の設置及び管理に関する条例第 6 条に規定する「指定管理者は、市長が特別の理由があると認めるとき」として、次の各号のいずれかに該当した場合に減免するものとし、その場合における減免の額は、当該各号に定めるとおりとする。 （1） 資源の有効利用と廃棄物の減量に関する活動及びコミュニティ活動を行うために使用する場合 全額 （2） 大津市又は大津市の執行機関の主催又は共催に係る事業を実施するために使用する場合 全額 （3） 公益上の目的のための事業を実施する場合 全額 （4） 市長が特に理由があると認める場合 その都度市長が定める額 [根拠法令等] 大津市リサイクルセンター木戸の設置及び管理に関する条例 （使用料の減免） 第 6 条 指定管理者は、市長が特別の理由があると認めるときは、利用料金を減額し、又は免除することができる。			

※ 審査基準の内容すべてを記載することができないときは、当該審査基準が記載された図書等の縦覧をもって代えることができる。